

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和8年2月5日(木)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	山	口	吉	広	
3番	藤	本	直	樹	
4番	上	田	幸	子	
5番	岡	井	文	彦	
6番	田	中	壽	嗣	
7番	内	田	裕	夫	
8番	石	塚	加	津	美
9番	西	村	九	三	男
10番	西	村	和	樹	
11番	西	野	英	紀	
12番	松	本	吉	博	
13番	森		一	博	
14番	加	瀬	千	代	
15番	寺	内	一	郎	
16番	戸	田	治	巳	
17番	内	田	孝	司	
18番	村	田	良	文	
19番	樋	口	敏	昭	
20番	林		吉	一	

4. 欠席委員

1番	村	田	和	弘	
----	---	---	---	---	--

5. 会議録署名委員 5番 岡 井 文 彦
 8番 石 塚 加 津 美

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪 田 智 子
農業委員会事務局次長	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(貸借権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項による賃貸借合意解約の通知
について(賃貸借合意解約)

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いのですが、始めさせていただきます。それでは、令和8年第2回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は村田和弘委員より欠席届をいただいておりますのでご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる1月26日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

2番 山口委員

7番 内田裕夫職務代理者

12番 松本委員

18番 村田良文委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 2件 |
| 議案第2号 | 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(貸借権設定) | 9件 |
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による賃貸借合意解約の
通知について(賃貸借合意解約) | 1件 |

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。5番の岡井委員、8番の石塚委員、両名の方ど

(会長)

うぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第1号から入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、議案第1号の案件につきまして、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号2と受付番号3の案件につきまして、報告させていただきます。

受付番号3の●●●●●●●●については、草が生えていましたが、すぐに草刈りを行うとお聞きしています。

その他の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号2の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号2につきましては、議案書1ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書2ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号2について、ご意見ご質問等はございませんですか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

(会長)

議案第1号受付番号2を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号3の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号3につきましては、議案書次のページの3ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書4ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

先ほど●●委員さんからご報告があったとおりですね、現地調査時点での写真がこちらの2ページのとおりでございます。本日皆さまのお手元にお配りしております、資料Aと書かれたこちらの写真をご覧ください。A4の紙1枚ものでございます。こちらが昨日作成したものとなっております。比較していただきますと、草刈り等に着手はしておるものの、まだ耕起等にはいたっていないような状況というようなかたちでございました。申請者にお聞きしましたら、水稻作付に向けて今後、耕起等を行っていくというふうに聞いておるところでございます。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第1号受付番号3について、ご意見ご質問等はございませんか。

今、事務局から追加で現地の状況の報告がありましたけど、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

(会長)

議案第1号受付番号3を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農用地利用集積等促進計画に係る要請についてを議題といたします。

まず、議案第2号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号3から受付番号11の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは続きまして、議案第2号まず受付番号3について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号3につきましては、議案書5ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書6ページをご覧ください。

なお、こちらの案件につきましては、借受人がですね、新規就農者でございますので、現地調査の際に借受人本人さんに来ていただきまして、現地調査委員によるヒアリング調査を実施いただいたところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

こちらの写真のとおりですね、鉄骨のハウスの2棟分というふうな貸し借りでございます。中がちょっと見えておりませんけれども、中のほうで葉物野菜を栽培されておるといふふうに聞いておるところでございます。それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、新規就農者に対するヒアリング調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●●●委員) それでは、私のほうから新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

営農計画をもとに借人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題ないものと思われまます。以上。

(会長) 議案第2号受付番号3の案件につきまして、ご意見ご質問はございませんですか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第2号受付番号3について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号4について、まず事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第2号受付番号4につきましては、議案書7ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書8ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

写真のとおり、1棟分の貸し借りでございます。会長よろしく願いいたします。

(会長) 議案第2号受付番号4について、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号4について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号5から受付番号7は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号5につきましては、議案書9ページをご覧ください。こちらの案件は再設定の案件でございます。

次に、議案第2号受付番号6につきましては、議案書次のページの10ページをご覧ください。こちらにつきましても、再設定の案件でございます。

最後にですね、議案第2号受付番号7につきましては、議案書次のページの11ページをご覧ください。こちらにつきましても、再設定の案件となっておりますのでございます。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書12ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページから7ページ、5ページ、6ページ、7ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号5から受付番号7について、3件ございますが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号5から受付番号7について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

(会長) 続きます。議案第2号受付番号8について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第2号受付番号8につきましては、議案書13ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書14ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第2号受付番号8について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号8について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きます。議案第2号受付番号9と受付番号10は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第2号受付番号9につきましては、議案書15ページをご覧ください。こちらの案件は再設定の案件でございます。

次に、議案第2号受付番号10につきましては、議案書次のページの16ページをご覧ください。こちらにつきましても、再設定の案件となっております。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書17ページをご覧ください。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 9 ページと 10 ページ、この 2 ページをご覧ください。
それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第 2 号受付番号 9 と受付番号 10 について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ございますか、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号受付番号 9 と受付番号 10 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 11 について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 2 号受付番号 11 につきましては、議案書 18 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条調書につきましては、議案書 19 ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 11 ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 2 号受付番号 11 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号受付番号 11 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

(会長)

これで本日の審議については、全て終わりたいと思います。
これより報告に入りたいと思います。

まず、報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号1について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては、議案書20ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。貸し手につきましては、議案書次のページの21ページの別紙となっておりますのでございます。なお、この議案書20ページのですね、解約後の土地の利用方法が自ら耕作というふうに書かれておりますけれども、現在、次の貸借の手続きをされておまして、次回の3月総会の時に別の方の貸借の案件が出てくる予定となっております。それまでの間、自ら耕作されるというふうに聞いておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年1月19日付けで会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号1の報告がありましたけれども、何かご意見ご質問はございますか。

よろしいですか。特にないようですので、それでは、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時43分 終了